

## パブリックコメント一覧と市の考え方

No.	章区分	意見者No.	内容	市の考え方
1	全体	1	今後10年におきましても、豊かな緑を大切にすることは大前提として、何よりも優先されるべきは、交通の安全であると考えます。特に、バスのような大型車両は街路樹に接触する危険性が高くなりますが、 <u>運行している車両に接触するようなところに枝葉が伸びないように剪定する必要があります。</u> また、歩道から車道に飛び出してくる歩行者、自転車との接触事故も多く発生しています。 <u>車道を走行している車両から、歩道上の人、自転車の動きが把握できるように視認性を確保することが大事であり、歩行空間の明るさを保つためには、枝葉の伐採だけでなく、場所によっては伐採する必要もあろうかと思えます。</u> 整理を進めるにあたりましては、これまでと同様に交通事業者等の意見を取り入れていただくことが、地域住民の方の安全確保に繋がっていくと考えております。	建築限界の確保を目的とした剪定については、既に着手していますが、公共交通機関の確保という観点から、バス路線については、重点的に対応していく必要があるものと考えています。また、ご指摘いただいた内容に関連して、p2-4において、「中低木が繁茂して見通しが悪くなっている」ということを課題として記載しており、p4-4の表では、中低木植栽の撤去も対応方法の一つとして記載しています。 視認性の確保に向けて、方針や対応策に沿って、取り組みを進めてまいります。
2	4	7	1-①現行版14p「段階的プログラム」の第2段階における公園や学校に隣接する街路樹の「撤去」や第3段階における一律な「間伐」の考え方は、硬直的でおおいに問題があり見直すべきです。 <u>素案4-1pの「対応策」はその継承の抽象的な表現になっていますが、現行の温存継承であればその事由を明らかにしてください。</u>	改定版は、現行版の考え方を継承するものではありませんが、メリハリ、選択と集中という方向性を2章にて記載しているとおおり、一律に間伐を実施するという方針ではございません。従来版の第二段階では、公園、学校、民有地の緑地と重複する場合、道路の樹木を間引き、伐採することにより改善を図ることとしておりましたが、改定版においては、管理者間で調整しながら、緑量の適正化を図るプランとしています。状況に応じて、道路の樹木を残し、他の所管の樹木を間引き、伐採するよう調整します。 また、現行プランの第3段階につきまして、改定版においては、一律にすべての路線において間引きするのではなく、メリハリをつけるとともに、沿道条件や現地状況をふまえながら、間引きを実施する方針となっております。
3	4	7	1-②現行版の21pの「重点管理路線」は廃止するかどうか、継承されるべきですが、 <u>廃止するのであればその理由を明らかにしてください。</u> また、そのno.1~8の「自然樹形」としての維持管理は重要ですが、 <u>放棄してしまうかどうか、またその理由をお示しください。</u>	重点管理路線については、現行プランにおける取組みで交通支障箇所の改善を概ね完了しました。一方で、重点管理路線とそれ以外の路線の両方において、対応すべき課題は山積しています。 改定版においては、課題改善のためのモデルとなる、「改善モデル路線」を選出し、そこで試行を行い、その結果を他路線に展開する考えです。  自然樹形という考え方については、沿道条件によって不可能な路線もあるため、樹形のあり方を含む、剪定の手法については、今後、工夫して参ります。
4	4	7	1-③ ②のうち、 <u>市民の意識が高い3路線については「別途整理」(素案 4-8p)とありますが、どういう管理方針なのか明らかにしてください。</u>	市民の関心が高い3路線の管理方針については、原案作成にあたって、より詳しく記載していく予定です。
5	2	7	1-④現行版の37pにある「 <u>間伐目標本数</u> 」は廃棄されたかどうか。その「考え方」にある、「3本に1本減で33%減」とあるのは、並木として連続するならば、1本おきの間伐で50%減、となるので大きな誤りです。このような数値目標にもとづく一律削減計画は止めるべきですが、 <u>廃棄するならばその事由をふくめ改訂版に明記してください。</u>	「削減目標本数」という考え方は、改定版において採用しておりません。 今回の改定版は、現行版からの変更点が多く、変更内容を全て記載した場合、冊子のボリュームが著しく増加し、結果的に、読みづらいプランになってしまうことが想定されます。よって、現時点では、どこを削除したか、なぜ削除したかといった事由については記載する予定はございません。
6	2	7	2-①現行版37pの「 <u>管理費の未来予測</u> 」として28年度は1.31億円であったのに、実際は1.56億円だったということです。事業発注を日頃注視している納税者としての立場からは、「かかった」というよりは「使った」というふうに見受けられることが多くあります。例えば、近隣住民(だけ)の要求や単に高木であることや根上がりが見られること等によって、同一路線に限っても様々に伐採してきています。このような場あたりので追従的な事業実施を改めるべきです。	街路樹環境整備事業として、現行プランにおける重点管理路線を中心に、計画的に交通支障改善を図ってきました。また、地域と合意形成ができた路線について、計画的に改善を図っています。交通支障や防犯上の支障への対応を住民要望を踏まえ、都度、適切に行っているところです。 今後、ご意見をふまえ、プラン改定以降については、より計画的な事業執行に努めて参ります。
7	2	7	2-② 過去からの費用が漸減していること(改訂版2-7p)に対して、この先の管理費用の増大見通し(2-9p)は、草木は伸びるという当たり前の根拠からの予想でしかなく相互に整合性がありません。 <u>素案にある「メリハリ」や「工夫」や「市民の関わり」という文言に則した具体の推計値をお示しください。</u>	費用が漸減していることについては、年度ごとの決算額の実態を記しています。 管理費増大の見通しについては、高木が一般的に太くなるということを根拠に概算として算定したものであり、原因療法を含めた対応をはじめていかないと、今後、さらに維持管理費が増大していくことを示すものです。

## パブリックコメント一覧と市の考え方

No.	章区分	意見者No.	内容	市の考え方
8	2	7	2-③市の財政見通しの悪さだけからの論拠は、地域図書館の廃止と同様におおきな市民論議を呼んでいます。「文化」や「環境」といった理念からの管理のあり方をお示してください。	「環境」につきましては、SDGs（持続可能な開発目標）（p1-1）や多摩市生物多様性ガイドラインとの整合性をはかる（p1-2ほか）という言葉及を改定版において記載していることなどから、対応できているものと考えております。また、今回の改定版においては、更新（植え替え）についても着手する計画となっており、環境にも十分配慮した内容となっております。「文化」に関連しまして、ニュータウン造成から現在までの歴史を大事にしつつも、「持続可能性」という視点から、現在の市をめぐる状況、社会情勢にあった街路樹管理のあり方を市民とともに作りだしていく必要があると考えます。
9	2, 3	7	2-④阿部市長がいつも述べるとおりの「市民参画」を旨とし、これまでのような告知・通告型の事業執行から脱皮した計画策定および事業化をすべきです。その際にも、「みどり」は市民全体が共有する公共財との観点から、近隣住民のみの伐採要求に安易に対応しない旨の裁量基準を設定すべきです。	告知する形での周知は今後も必要であると考えています。告知については、ワークショップなどでも事業の趣旨がわかりづらいなどといった指摘を受けております。今後、事業の趣旨が今までよりもわかりやすい告知文書を作成すること等を原案作成の際には検討して参ります。一方で、近隣住民のみの要求に安易に対応しない旨の裁量基準を設定すべきのご意見ですが、樹木によって直接的な被害を被っている地域の要望に耳を傾け、現地の状況を確認し、対応していく必要があると考えております。地域からの要望については、要望をそのまま実施するのではなく、道路管理者として、プラン改定版に基づいて、総合的に判断し、伐採、剪定等を実施していくことが重要であると考えています。
10	4	7	2-⑤素案の4-6p(4-2 図)を「課題」として掲げるのではなく、「実施方針」としてください。	図4-2は、「方針実現のための実施体制」であり、「課題」として掲げておりません。
11	全体	4	多摩市の街路樹は、他の地域に比べ、質・量とも群を抜いており、道路を利用する市民にとっては、かけがえのない財産だと思っています。この財産をどのように後世に良い資産として残していくか、その方向性を明確にするため、街路樹よくなるプランのような計画は是非とも必要だと思えます。しかし、現在の街路樹よくなるプランは、街路樹が大きくなったことにより、道路を安全な通行を妨害するような箇所改善に主力がおかれ、これからの街路樹をどうしていくのかについては、あまりイメージができないプランだと感じました。	将来イメージを想像しやすいプランに改定するというのが今回のプラン改定の重要事項としておりますので、いただいたご意見をふまえて、原案の作成にあたって、ビジョンをよりわかりやすいものにして参ります。
12	3	4	街路樹本数を減らすことを目標としていることについても違和感を覚えました。しかし、この10年間で、生茂った街路樹を間伐してもらったおかげで、街が明るくなったことも事実ですし、必要な間伐は防犯面からも必要だと思えます。街中で見かける、枯れかけた街路樹をなぜ残しておくのかについても疑問です。枯れかけた街路樹は、景観の面でも、安全の面でも適切なタイミングで撤去して、新しい苗木に植え替えるべきだと思います。木を残すことが大事だと考える人や木の命を大切にすべきと考える人もいますが、街路樹は街の中の木です。	改定版においては、街路樹本数を減らすことを目標としているのではなく、対症療法だけではなく、原因療法も交えながら、課題解決を進めていく計画となっております。枯れかけた樹木については、樹種ごとの再生力なども見極めながら、状態がよくない樹木については早期に伐採等対応して参ります。また、植え替えについては、切り株の撤去や植え付けに費用を要することから、全てを早期に対応していくことは困難であると考えています。しかしながら、現地の樹木が欠落している状況なども鑑みながら、改善モデル路線での試行を踏まえ、他路線での更新（植え替え）を展開する考えです。
13	4	4	2点とも、新しいプランの3-2に記載されている実施方針についてです。1点目は、実施方針2に記載されている「樹木が衰弱した区間や、歩行空間が暗い区間について、樹木の伐採や間引き、樹種変更や若木への植替えの更新等を検討する。」となっております。前段でも書いたとおり、樹木が衰弱した箇所では、全部が枯れていなくても、景観を考慮して積極的に植替えを行う事にした方は良いと思えます。	ご意見いただいたとおり、樹木が衰弱した箇所では、全部が枯れていなくても、景観を考慮して植替えを検討する必要があると考えます。この考え方を原案作成にあたって参考にさせていただきます。
14	4	4	2点目は、同じく実施方針2に記載されている「他施設や隣接する緑との競合により衰弱している樹木について、管理者間調整による緑量の適正化を図る。」となっております。道路を歩いていると、公園の木と街路樹が重なりあっているような場所を良く見かけます。このような場所については、衰弱していない木についても、安全性などを考えて、伐採した方が良く思います。	p3-3の「夜も安心して歩くことができる」というビジョンの実現に向けて、ご意見いただいたとおり、衰弱している樹木だけでなく、衰弱していない樹木についても、管理者間調整により、伐採、間引き等を実施していく必要があると考えます。

## パブリックコメント一覧と市の考え方

No.	章区分	意見者No.	内容	市の考え方
15	1	7	3-①車優先の価値観や、街路樹は道路付属物、といった観念を転換し、「環境」や「景観」、市民の「安寧」や「福祉」のための「みどり」であることを前面に出して謳う。	道路付属物であるという位置づけに変更はありませんが、改定版は、ご意見いただいた「環境」、「景観」、「福祉」などの視点も踏まえた方針となっております。
16	4	7	3-② 上記①のための環境評価基準を設定する。	環境の視点から、環境評価基準を設定するというご意見ですが、道路空間には多様なタイプの環境、沿道条件、樹木の状態などがあることから、一律に環境を評価する基準を設けることは難しいものと考えています。
17	3	7	3-③道路街路樹と遊歩道植栽とは役割が異なることにかんがみ、その各々の管理方針を掲げる。	P3-2の「実施方針」において、街路と遊歩道それぞれにおける方針を掲げています。
18	4	7	3-④ 不用意な間引きは並木などの美しい景観を損ないます。そうした劣化には補植や移植を積極的におこなうことを掲げる。	間引き後に、補植、移植を積極的に行うこと、とのご意見ですが、第4章の対応策2でも記したとおり、連続して樹木が枯れ、並木が成立しなくなった場合などについては、路線の状況を見ながら、植え替えなども検討していきます。移植については、コスト、定着の不確実さを考えますと、現状では困難な手法であると考えます。
19	3	7	3-⑤多摩市の名だたる「みどり」を景観資源として活用することをうち出す。	第3章の方針の中で「美しい景観」というのが大事なテーマであることを記載しているとおり、景観資源を活用するという考えを踏まえたプランとなっております。
20	1	7	3-⑥地球環境問題や生命・生態循環などの「みどりの文化」への視点と理念を掲げる。	地球環境問題や生命・生態循環ということにつきましては、SDGs（持続可能な開発目標）に関する言及（p1-1）や多摩市生物多様性ガイドラインとの整合性をはかる（p1-2ほか）という言及を改定版において記載していることなどから、対応できているものと考えております。
21	4	5	市内の街路樹は、永年に渡り手入れ等も十分に、行われなくなり、育ち過ぎ、枝も長く、樹間も狭い為、枝が、接触し、見た目も悪く、樹木にも良くないと、思われます。樹間を、広げる為、遅ればせながら、間伐する必要があるように、思います。 樹木の枝でも脚立で届く所は、付近の住民を、公募して、希望者を、専門家に依頼して枝を、剪定する講習を、受講させる必要性が、有ると、思います。 その他、チェーンソーを、扱う講習とか安全教育の受講も必要と、思います。 又、低木の剪定では、大型の剪定ハサミの扱い方の他に、バリカンと呼ばれる機器の使用方に付きましても、専門家又は、専門機関に依る研修等も必要と、思います。 当初は、種々の機器の購入、扱い方等の研修費用が、掛かりますが、その後は、研修を、終えた人が、初心者にも、教えれば、良いと、おもいますし、2～3年に、1度位、研修を、受ければ、技術的には、充分では、ないでしょうか？ そのようなグループを、組織化して、交流を、計り、各グループの問題は、自分達で解決したり、市担当部署と話し合うことも、必要と、思います。 現在、公園緑地課で、実施していますアダプト制度での研修のように、3～5年位掛かると、思いますが、ある程度、市民にも協力するように、制度化しませんと、業者に、依頼するだけでは、経費が、増加する一方のように、思います。 私は、グリーンボランティアの一員ですが、一応、チェーンソー、剪定ハサミ、バリカン等の使用は、可能です。 必要であれば、樹木の剪定の組織の事務所は、グリーンライセンサーは、2～3年内には、改装しますので、そこに、設置することも可と、思います。	市民参画の具体的な手法の記載にあたっては、ご意見いただいた内容を参考にさせていただきます。 また、公園緑地課との連携も視野に入れながら、市民参画手法の拡充を目指す予定です。

